

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例改正(案)

1 条例改正の趣旨

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年6月12日公布)」により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度(乳児等通園支援事業。通称「こども誰でも通園制度」)が令和8年度より本格実施となります。

事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について、国が定める基準をもとに、市町村が条例で定めることとなります。本市においても、令和8年度より適正に事業を実施するために、「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例」を改正し、新たに乳児等通園支援事業の基準を定めます。

2 乳児等通園支援事業の概要について

利用対象者	0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども
対象者の認定	居住する市町村による認定の仕組み ※利用者から申請行為が必要
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用
利用料	事業所が直接徴収することを想定
利用方法(契約)・予約方法	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする。
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園等

3 条例改正案について

基本的に国基準通りとしつつ、従前からの保育施設等に係る本市の基準(以下、「本市基準」という。)に準じることを基本に条例改正案を検討していきます。なお、次に掲げる独自規定は現行の条例において本市基準として既に規定している内容であり、当該条例改正案にも同様に反映するものとします。

【独自規定(概要)】

項 目	内 容
暴力団排除	一般型乳児等通園支援事業者及びその一般型乳児等通園支援事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。 一般型乳児等通園支援事業所は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等の支配を受けてはならない。
非常災害対策	一般型乳児等通園支援事業者は、非常災害が発生した場合に的確に対応するために、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。 (2) 非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。 (3) 定期的に、前号の指針及び関係機関への連絡体制をその一般型乳児等通園支援事業所の職員並びにその一般型乳児等通園支援事業の利用乳幼児及びその家族に周知すること。 (4) 非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回、避難、救出等に関する訓練を行うこと。

事故防止・ 事故発生時 の措置	一般型乳児等通園支援事業者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。 (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその一般型乳児等通園支援事業所の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該一般型乳児等通園支援事業所の職員に周知される体制を整備すること。 (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその一般型乳児等通園支援事業所の職員に対して研修を行うこと。 一般型乳児等通園支援事業者は、その利用乳幼児に対する支援により事故が発生したときは、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 速やかに、その発生した事故の事実を市長等に報告すること。 (2) その発生した事故の状況及び当該事故のその発生後に講じた措置について記録すること。 (3) その発生した事故がその責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、その利用乳幼児に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。
関係機関と の連携	一般型乳児等通園支援事業者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、その利用乳幼児等が安心してその一般型乳児等通園支援事業を利用することができる体制の確保に努めなければならない。
研修計画・ 職員の資質 向上	一般型乳児等通園支援事業者は、研修の実施計画をその一般型乳児等通園支援事業所の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めなければならない。
救命講習受 講者の配置	一般型乳児等通園支援事業者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するもの(以下「指定講習」という。)を修了した者(指定講習を受けた日から2年を経過しない者に限る。以下「講習受講者」という。)をその一般型乳児等通園支援事業所に常時配置するよう努めなければならない。 ただし、当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合において、指定講習修了者に相当する者として市長が別に定める者がその一体的に運営されている保育所等に常時配置されている時は、この限りでない。
余裕活用型 設備及び職 員の基準	余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準又は要件による。 (1) 保育所(次号に該当する施設を除く。) 次条並びに付則第4項及び第5項に規定する基準(保育所に係るものに限る。) (2) 認定こども園(次号に該当する施設を除く。) 尼崎市就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例(以下「認定こども園条例」という。)第3条及び付則第2項に規定する要件 (3) 認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 認定こども園条例第4条に規定する基準 (4) 家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う事業所 前条に定める基準(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

以 上